

食品表示基準を守らないときは・・・

指示・公表

販売業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示・公表

命令・公表

指示に従わない場合、指示に従うべきことを命令・公表

命令に違反した場合

個人 1年以下の懲役、または100万円以下の罰金
法人 1億円以下の罰金

なお、原産地（原材料の原産地を含む）の虚偽表示の場合は
個人：2年以下の懲役または200万円以下の罰金、法人：1億円以下の罰金に処せられます。

食品表示に関するお問い合わせ先一覧

担当法律等	関係機関名		連絡先
	部局名	課(班)名	
食品表示法	消費者庁	食品表示企画課	03-3507-8800
食品表示法 (品質事項)	農林水産部	流通・加工推進課	098-866-2255
		畜産課	098-866-2269
		森林管理課	098-866-2295
		水産課	098-866-2300
食品表示法 (衛生事項)	保健医療部	衛生薬務課	098-866-2055
	北部保健所	生活環境班	0980-52-2636
	中部保健所	生活衛生班	098-938-9787
	南部保健所	生活衛生班	098-889-6799
	宮古保健所	生活環境班	0980-72-3501
	八重山保健所	生活環境班	0980-82-3243
	那覇市保健所	生活衛生課	098-853-7963
食品表示法 (保健事項)	保健医療部	健康長寿課	098-866-2209
	北部保健所	健康推進班	0980-52-5219
	中部保健所	健康推進班	098-938-9701
	南部保健所	健康推進班	098-889-6591
	宮古保健所	健康推進班	0980-73-5074
	八重山保健所	健康推進班	0980-82-4891
那覇市保健所	健康増進課	098-853-7961	
景品表示法	子ども生活福祉部	消費・くらし安全課	098-866-2187
薬機法	保健医療部	衛生薬務課	098-866-2055
計量法	子ども生活福祉部	計量検定所	098-889-2775

食品表示法
(品質事項)

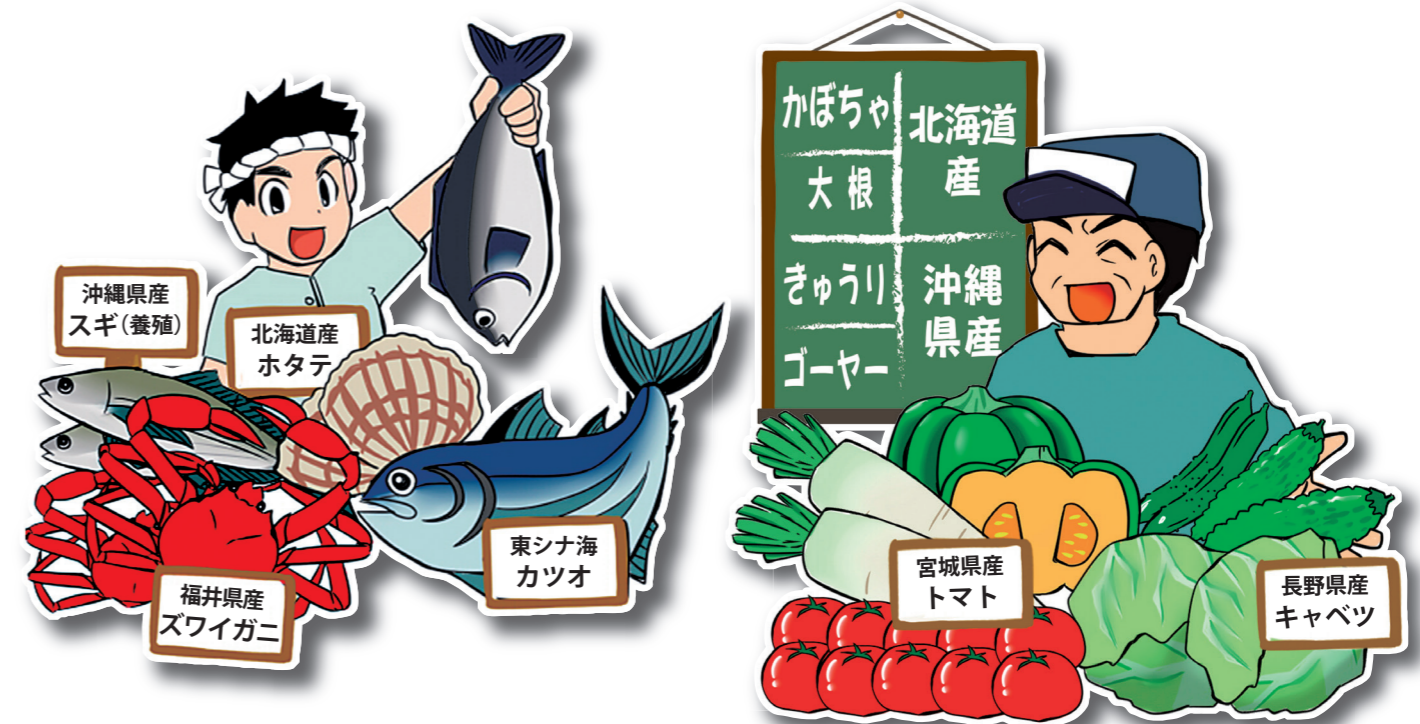
食品表示110番 098-866-2274

受付時間:9:00~17:00(土、日曜日及び祝日等を除く)

食品表示についての情報は

食品表示制度

正しい食品表示は**事業者の義務**です。



食品に関する表示は、食品の安全性の確保や消費者が商品を選択する際の情報源として重要な役割を担っています。

このパンフレットでは、食品表示基準で定められた生鮮食品及び加工食品を販売する際の横断的な義務表示事項を中心に、食品表示制度についてまとめられています。

令和4年4月から完全施行となった主な改正点

- ・国内で製造される全ての加工食品の重量割合1位の原材料の原産地等の表示が義務となる。(食品表示基準別表第15の27品目は従前から原料原産地表示のルールあり)

令和5年4月から完全施行となる主な改正点

- ・遺伝子組換えに関する任意表示制度について、大豆及びとうもろこし並びにその加工品に対する「遺伝子組換えでない」旨を表示する際の条件が厳格化された。

沖縄県農林水産部流通・加工推進課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2-2 TEL.098-866-2255 FAX.098-862-7519

沖縄県 流通・加工推進課 食品表示

2023年3月
沖縄県

生鮮食品の表示

農産物



ゴーヤー / 沖縄県産

- 名称** その内容を表す一般的な名称を表示。
- 原産地** 国産品：都道府県名を表示。
※市町村名その他一般に知られている地名を表示してもよい。
輸入品：原産国名を表示。
※一般に知られている地名を表示してもよい。
●「しいたけ」については、栽培方法「原木」「菌床」も表示。

畜産物



豚ロース / 国産

- 名称** その内容を表す一般的な名称（食肉の生肉では、牛・豚・鶏などの鳥獣の種類）を表示。
- 原産地** 国産品：国産である旨を表示。
※主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を表示してもよい。
輸入品：原産国名を表示。
○2カ所以上で飼養されている場合は、飼養期間の最も長い場所が「主たる飼養地」となる。
●「卵」については、採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名、賞味期限、保存方法、使用方法を追記。

水産物



キハダマグロ / 東シナ海



マダイ(養殖)
鹿児島県産

- 名称** その内容を表す一般的な名称を表示。
- 原産地** 国産品：水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名）を表示。
※水域名の表示が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を表示してもよい。
輸入品：原産国名を表示する。
○国産品は水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品は原産国名に水域名を併記することができる。
- 解凍** 冷凍したものを解凍して販売する場合は「解凍」と表示。
- 養殖** 養殖されたものを販売する場合は「養殖」と表示。

精米・玄米の表示

は原則12ポイント以上で

別記様式4 ※注1 <単一原料米の場合>

① 名称	精米		
	産地	品種	産年
② 原料玄米	単一原料米 〇〇県 △△ヒカリ〇〇年産		
③ 内容量	〇〇kg		
④ 精米時期	〇〇.〇〇.〇〇		
⑤ 販売者	株式会社 △△食糧 沖縄県〇〇市□□□□ 電話 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

<複数原料米の場合>

① 名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
② 原料玄米	複数原料米 国内産 10割 (△△県産 8割 □□県産 2割)			
③ 内容量	〇〇kg			
④ 精米時期	令和〇年〇月〇旬			
⑤ 販売者	有限会社 □□商事 沖縄県△△市〇〇-〇〇 電話:098-□□□□			

- 名称** 「玄米」、「もち精米」、「うるち精米（または精米）」、「胚芽精米」の中からその内容を表す名称を表示する。
- 原料玄米**
 - 単一原料米の場合は「産地」「品種」「産年」を表示。（表示事項の根拠資料の保管が必要）
 - 複数原料米（ブレンド米等）の場合は、国産品の場合：国内産 〇〇割 輸入品の場合：□□(国名)産 〇〇割 内訳を表示する場合は括弧をつけて表示可能。
- 内容量** 内容重量を単位（グラムまたはキログラム）を明記して表示。
- 精米時期等** 精米は原料玄米を精白した「精米時期」を、玄米は原料玄米を調製した「調製時期」を、輸入品のうち精米・調製年月日が不明なものは「輸入時期」を表示。
精米時期、調製時期、輸入時期の異なるものを混合した場合は、最も古い時期を表示。
- 食品関連事業者（販売者、精米工場）** 食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示。
※注1 食品表示基準で定められた別記様式

加工食品の表示

は原則8ポイント以上で

別記様式1 ※注1
<表示責任者が販売者の場合の表示例>

① 名称	焼菓子
② 原材料名	小麦粉、砂糖、ラード、紅芋（一部に小麦・豚を含む）
③ 添加物	膨張剤、着色料(カラメル)
④ 原料原産地名	国内製造(小麦粉)
⑤ 内容量	30個(2個×15袋)
⑥ 賞味期限	令和〇年△月□日
⑦ 保存方法	直射日光・高温多湿を避けて保存してください。
⑧ 販売者	株式会社 〇〇商会 沖縄県□□市△-△
⑨ 製造者	株式会社 〇〇食品 沖縄県△△市□-□

別記様式2 ※注1

栄養成分表示 1袋(2個)当たり	
熱量	168kcal
たんぱく質	0.2g
脂質	5.1g
炭水化物	30.4g
食塩相当量	0g

- 名称** その食品の内容を表す一般的な名称を表示。
- 原材料名** 使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、最も一般的な名称をもって表示。
アレルギー表示 義務表示8品目:えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)、くるみ
食品の原材料及び添加物に、食品表示基準別表第14に規定するアレルギーの原因となる食品(特定原材料)が含まれる場合は表示。(くるみは2年間(令和7年3月31日)まで経過措置期間)また、特定原材料に準ずる20品目についての表示は推奨。
- 添加物** 添加物に占める重量の割合の高いものから順に物質名を表示。ただし、食品表示基準別表第6に掲げるものとして使用される添加物は、物質名及び用途を表示。
②のアレルギー表示に同じ
- 原料原産地名** ※原材料名欄への表示も可。
原材料で、一番重い原材料の産地(生鮮食品)もしくは製造地(加工食品)を国別重量順に表示(表示の食品が輸入品の場合は原産国名欄へ)。
食品表示基準別表第15(22食品群+5品目)の食品は個別基準ルールによる。
- 内容量** 内容重量、内容体積又は内容数量を単位を明記して表示。

- 消費期限又は賞味期限** 品質の劣化の早い食品は「消費期限」、それ以外の食品については、「賞味期限」を表示。
- 保存方法** 未開封時における食品の特性に従った保存方法を表示。
※開封後の取り扱いは、原則一括表示枠外へ表示できる。
- 食品関連事業者（製造者、販売者、輸入者、加工者）** 表示内容に責任をもつ事業者の氏名又は名称及び住所を表示。
- 製造者（製造者、加工者、輸入者）** ※⑧の食品関連事業者と同一の場合⑨は省略可。
食品の製造又は加工（最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工）を行った場所の所在地及び製造者（加工者）の氏名又は名称を表示。輸入品にあっては、輸入者の所在地及び氏名又は名称を表示。
- 栄養成分表示** 表示が義務づけられている栄養成分（5成分）
熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量で表示すること。）
- 原産国名** 輸入品にあっては、原産国名を表示。

※注1 食品表示基準で定められた別記様式